

千葉県企業局土地造成・管理事業広報用航空写真等の貸出しに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県企業局が土地造成・管理事業の広報用に保管している航空写真、地上写真及び映像資料（以下「航空写真等」という。）の外部団体等への貸出しを円滑に行うことを目的として定める。

(利用条件)

第2条 土地事業調整課長は航空写真等の利用に当たり、次のいずれかに該当する場合に貸し出すことができる。

- (1) 公共的な目的に利用すること。
- (2) 利用行為が県及び企業局のイメージアップに寄与するものであること。
- (3) 土地事業調整課長が特に必要と認めたものであること。

2 前条に該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、航空写真等の貸出しは認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの。
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 主に営利目的のもの。ただし、利用目的、貸出しを希望する航空写真等の種類等を総合的に勘案して、企業局にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りではない。
- (4) 意見広告及び個人の氏名広告に利用するおそれのあるもの。
- (5) 航空写真等を掲載することにより、あたかも企業局が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの。
- (6) 肖像権又は著作権を侵害するおそれのあるもの。
- (7) その他企業局が航空写真等を貸し出すことが不適切と認められるもの。

(申請手続)

第3条 航空写真等の貸出しを受けようとする者は、「航空写真等利用申請書（別記第1号様式）」を土地事業調整課長に提出するものとする。

(貸出)

第4条 貸し出しする航空写真等は、原則として土地事業調整課が保有する貸出用の電子データとする。

2 航空写真等の貸出しに当たっては、「航空写真等利用承認書（別記第2号様式）」に電子データを添えて貸し出すものとする。

(遵守事項)

第5条 航空写真等の貸出しを受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 貸し出した航空写真等の掲載に当たっては、原則として「千葉県企業局提供」と表記すること。
- (2) 貸し出した航空写真等の複製、改ざん、部分利用及び販売をしないこと。ただし、本来のイメージを損なわない程度の修正は可とする。
- (3) 貸し出した航空写真等を故意に破損、紛失しないこと。

- (4) 貸し出した航空写真等の利用については、航空写真等利用申請書に記載した目的以外に利用しないこと。
- (5) 貸し出した航空写真等の転貸借をしないこと。
- (6) 貸し出した航空写真等をホームページに掲載する場合は、二次利用を防ぐための配慮を施すこと。
- (7) 貸し出した航空写真等の利用実態が分かるように報告をすること。画像を利用して印刷物等を作成した場合、完成品を1部、土地事業調整課長に提出すること。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月14日から施行する。

(別記様式1)

航空写真等利用申請書

年 月 日

千葉県企業局土地事業調整課長 様

(申請者)

※庁外申請

住 所 _____

氏 名 _____

※庁内申請

所 属 _____

職・氏名 _____

貴所属で所有している写真等について、下記のとおり利用したいので申請します。

なお、利用に当たっては、千葉県企業局土地造成・管理事業広報用航空写真等の貸出しに関する要領第5条に規定する事項を遵守いたします。

記

- 1 利用目的
- 2 利用期間
- 3 写真等の名称

(別記様式2)

航空写真等利用承認書

企土調第 号
年 月 日

様

千葉県企業局土地事業調整課長

千葉県企業局土地管理部土地事業調整課で所有する写真等については、下記のとおり利用することで承認いたします。

なお、利用に当たっては、千葉県企業局土地造成・管理事業広報用航空写真等の貸出しに関する要領第5条に規定する事項（下記4のとおり）を遵守するものであること。

記

1 利用目的

2 利用期間

3 写真等の名称

4 遵守事項

- (1) 貸し出した航空写真等の掲載に当たっては、原則として「千葉県企業局提供」と表記すること。
- (2) 貸し出した航空写真等の複製、改ざん、部分利用及び販売をしないこと。ただし、本来のイメージを損なわない程度の修正は可とする。
- (3) 貸し出した航空写真等を故意に破損、紛失しないこと。
- (4) 貸し出した航空写真等の利用については、航空写真等利用申請書に記載した目的以外に利用しないこと。
- (5) 貸し出した航空写真等の転貸借をしないこと。
- (6) 貸し出した航空写真等をホームページに掲載する場合は、二次利用を防ぐための配慮を施すこと。
- (7) 貸し出した航空写真等の利用実態が分かるように報告をすること。画像を利用して印刷物等を作成した場合、完成品を1部、土地事業調整課長に提出すること。